

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月21日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	南九州市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.minamikyushu.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokujiriyoi/index.html

執行機関名 南九州市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年南九州市条例第95号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	37	
③ 番号法別表第2の項	57	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南九州市条例第24号) 別表第1 第3の項
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年南九州市条例第95号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成19年南九州市条例第95号) 南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成19年南九州市規則第70号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項 南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条及び第1号様式
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項の規定による受給資格者証の交付の申請の受理, その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--